

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 教育委員会

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令 二
- 宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令 二
- 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 二

ページ

## 教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### ○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の二に次の一号を加える。

三 広報及び広聴に関すること。

第十条中第八号を第九号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 小学校、中学校（高校教育課の分掌に係るものを除く。）及び義務教育学校の教職員定数に関すること。

第十一条第二号中「及び教職員定数」を削る。

第十七条第二項中「表の上欄に掲げる職」を「各号に掲げる職」に、「それぞれ当該中欄に掲げる組織」を「同号に掲げる組織」に、「当該下欄に掲げるとおり」を「同号に定めるとおり」に改める。

第十七条第二項に次の各号を加え、同項の表を第二号の表に改める。

一 高校教育課に教育改革担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、県立高校将来構想の推進に関する事務を掌理する。

二 次の表の上欄に掲げる職（課及び室の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。）を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

第十七条第四項中「総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を」の下に「、担当課長は事務職員を」を加える。

### 第二十六条の表中

宮城県立視覚支援学校	仙台市
宮城県立聴覚支援学校	仙台市
宮城県立光明支援学校	
宮城県立小松島支援学校	
宮城県立拓桃支援学校	
宮城県立西多賀支援学校	

を

宮城県立視覚支援学校	仙台市
宮城県立聴覚支援学校	
宮城県立光明支援学校	
宮城県立小松島支援学校	
宮城県立拓桃支援学校	
宮城県立秋保かがやき支援学校	

に改める。

宮城県立拓桃支援学校
宮城県立西多賀支援学校

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「課長職以上にある者」の下に「、担当課長」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第十九条第四項」とあるのは「第二十条第三項」と、「第十七条」とあるのは「第二十条第一項において読み替えて準用する同規則第十七条」と、「第十九条第二項の期末手当基礎額」とあるのは「第二十条第二項の勤

手当基礎額」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中第二号を第三号とし、同項に第二号として次の一号を加える。

二 国の機関に発する陳情書及び要望書（特に公印を押すべき事情があると認められるものを除く。）

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 佐 藤 靖 彦

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中第二号を第三号とし、同項に第二号として次の一号を加える。

二 国の機関に発する陳情書及び要望書（特に公印を押すべき事情があると認められるものを除く。）  
別表中「宮城県立小松島支援学校 小支」を「宮城県立小松島支援学校 小支 宮城県立秋保かがやき支援学校 秋支」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。